

軽貨物自動車お手軽レンタルリース契約書

株式会社 LINK PROJECT（以下「当社」という。）及び _____（以下「賃借人」という。）は、当社と賃借人との間における軽貨物自動車のリースについて、以下のとおりリース契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（ファイナンスリース）

第1条 当社は、当社が提携する下記の指定自動車販売店の承諾のもと、当該自動車販売店が所有する軽貨物自動車（以下、「リース自動車」）を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを借り受ける。

（1）有限会社のわるコーポレーション 千葉県印西市師戸 1256-2

2. 当該リース自動車の引渡し等については第5条（リース車両の引渡し・検収・契約不適合責任）の
とおりとし、前項自動車販売店は、賃借人に対し、一切の責を負わない。

（提供するサービス内容）

第2条 当社が本契約により提供するサービスは次のとおり。ただし(2)および(3)について、当社指定の整備工場で実施した場合に限定され、賃借人が、他の整備工場に委託した場合はその限りではない。

（1）貨物軽自動車の貸渡

（2）車検の実施

（3）リース自動車の引渡し後の走行距離が1,000 km以内に限り、発生した故障の無償対応。ただし第19
条第2項（損害賠償）に該当する場合は、この限りではない

（4）当該リース自動車に係る自動車税の支払い

（5）当該リース自動車に係る車検費用、税金、自賠責保険、印紙の費用の支払い

2. 前項第1号の行政手続き（連絡書発行手続き・使用者名義変更手続き）に係る諸費用について、当社は、別途料金を請求する。

（賃借人の条件）

第3条 賃借人は軽貨物自動車運送事業を営む者もしくはリース自動車の貸渡日までに軽貨物自動車運送事業経営の届出する申請者でなければならない。

2. 軽貨物自動車運送事業経営の届出を予定している本契約申込者が、当該届出のサポートを希望する場合は、当社にその旨を申し入れることができる。この場合、別途料金が発生する。

（貸渡契約の締結等の拒絶）

第4条 賃借人又はその運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、本契約の締結を拒絶することができる。

（1）当社が求めたにもかかわらず、その必要書類の提出に同意しないとき。

（2）暴力団若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。

2. 賃借人又はその運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社はリース自動車の引渡しを拒絶することができるものとする。

（1）リース自動車の引渡しに立ち会う者が賃借人と異なるとき

- (2)運転者に酒酔い、酒気帯び、薬物運転のおそれが確認できたとき、または運転免許証が確認できなかったとき
- (3)当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは言辞を用いたとき、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。
3. 賃借人またはレンタルリース自動車の運転者が次の各号のいずれかに該当するとき、当社は、賃借人との間に締結された契約を解除するものとします。
- (1)当該レンタルリース自動車を運転していた者が、悪質違反（(救護義務違反（ひき逃げ）、酒酔い運転、薬物等使用運転、無免許運転等をいい、これらに限定されない）を生じたとき
- (2)賃借人が第三者に転貸借させていたとき
- (3)風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、または業務を妨害したとき。
4. 前 3 項の場合において賃借人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱うものとし、契約の解除となった場合、賃借人は、第 19 条（リース自動車の返還）に定めに従い、車両を返還しなければならない。

（賃借人の管理費負担）

第 5 条 賃借人はリース自動車を管理する上で発生する義務は次のとおり

- (1)エンジンオイル交換 走行距離 3,000 km毎に行なう
- (2)オイルエレメント交換 走行距離 6,000 km毎もしくはエンジンオイル交換の 2 回に 1 度行う
- (3)第 2 条第 2 号車検で修理・交換等が発生した場合の工賃および取替部品費（ただし車検費用分は除く）
- (4)当該リース自動車が損傷したときは、その原因の如何を問わず、賃借人は自己の負担によって修繕を行い、当社は何ら責任を負わない。
2. 賃借人が任意で負担する費用は次のとおり。ただし第 11 条（保険の加入）を免除するものではない。
- (1)車両保険付き自動車損害賠償保険
3. 燃料費等の通常使用に要する費用については、賃借人が負担するものであり、当社は負担の責を負わない。

（リース車両の引渡し・検収・契約不適合責任）

第 6 条 当社は、リース自動車を賃借人と合意した日時・場所で納入する。

2. 賃借人は、物品の納入から返納の時まで、善良な管理者の注意義務により、自己の費用と負担で当社のために当該リース自動車を保管する。
3. 賃借人は、本件リース自動車の納入時に当社立会いの下検査を行い、当該リース自動車の状態を確認したときは、当社は遅滞なく賃借人に対して検収完了日を記載したチェックシートを交付し、当該検収完了日をもって本件の物品が引き渡されたものとする。返還時も同様とする。
4. 前項の検査の後に瑕疵を発見したときは、当社または賃借人は相手方に通知するとともに相互にこれを確認し、その旨をチェックシートに記載する。ただし、納入日から 3 日以内に当社に通知のないときは、検収が完了したものとみなす。当社は返納時に当該チェックシートに記載のない瑕疵について賃借人に対して責を求めることができ、賃借人はこれに応じなければならない。返還時も同様とす

る。

5. 当社は、当該リース自動車の納入または引渡しが遅延または不能となった場合であっても、一切の責任を負わない。ただし、かかる遅延または不能が当社の故意または重過失による場合は、この限りでない。
6. 当社は、第4項で定める検収完了後、リース自動車について、当該検査では発見することができなかった契約不適合があったことを賃借人が発見した場合であっても、一切の責任を負わない。
7. 前項の場合には、賃借人は自らの負担と責任により解決する。

(日常管理)

第7条 賃借人は、前条によるリース自動車の引渡しを受けた時より、当該リース自動車を自らの業務において使用することができる。

2. 賃借人は、当該リース自動車について、善良な管理者の注意をもって、通常の用法に従い使用しなければならない。
3. 賃借人は当該リース自動車を十分に使用できる状態に保つため、自己の費用と責任により、必要な保守、点検及び整備を行わなければならない。
4. 当社は、自己が当該リース自動車の所有権を有する旨の標識（以下「所有権標識」という。）を当該リース自動車に貼付し、または賃借人をして貼付させることができる。賃借人は、リース期間中、当該リース自動車に貼付された所有権標識を維持しなければならない。

(リース期間)

第8条 リース期間は一月単位とする。期間満了後は自動更新とする。

2. リース期間の始期は、本契約日に関わらず、リース自動車の引渡し日からとする。
3. リース期間の終了は、リース自動車が返還された日までとし、本契約の終了は第10条第2項に準じる。ただし、賃借人が当社に損害賠償を支払う事由が発生した場合は、本契約の終了は第24条第4項のとおりとする。

(リース料)

第9条 リース料は、別紙記載のとおりとする。

2. 賃借人は、前項に定めるリース料について、当社が指定する決済サイトを使用し、加入日を初日とする。支払いは、加入日から1カ月毎にクレジットカードの自動引き落としにより支払いを行うものとする。

(解約)

第10条 賃借人は、リース期間中はいつでも当社にリースの解約を申し出ることができる。

2. 解約の申し出ののち、賃借人が当該リース自動車を返還した後に決済サイトにて手続きを行うことで本契約は終了する。このとき、リース期間終了前に本契約終了日を迎えることになる場合は、賃借人は本契約期限までのリース料を支払わなければならない。当社は期間満了までのリース料金の日割り・返金を行わない。
3. リース期間の締日を超えて賃借人が解約手続きを行った場合は、次のリース期間締日までのリース料を支払わなければならない。当社は期間満了までのリース料金の免除を行わない。

(保険の加入)

第 11 条 賃借人は、リース期間中、当該リース自動車の使用者として、自らの負担で自動車損害賠償保険に加入しなければならない。

(事故処理)

第 12 条 賃借人は、貸渡期間中に当該車両に係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1)直ちに事故の状況を最寄りの警察に通報し、当社に報告すること
- (2)当該事故に関し、当社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること
- (3)当該事故に関し、第三者と示談又は協定をするときは、あらかじめ当社の承諾を得ること
- (4)当該車両の修理は、当社指定の整備工場において行うものとし、賃借人自らが修理しないこと

2. 賃借人は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとする。

3. 当社は、賃借人のため当該車両に係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。

(盗難)

第 13 条 賃借人は、貸渡期間中に当該車両の盗難が発生したときは、次に定める措置をとるものとする。

- (1)直ちに最寄りの警察に通報すること
- (2)直ちに被害状況等を当社に報告すること
- (3)盗難に関し当社及び当社が要求する書類等を遅滞なく提出すること

(故障時の措置等)

第 14 条 賃借人は、貸渡期間中に当該車両の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとする。

(禁止事項)

第 15 条 賃借人は、当該リース自動車を第三者に転貸しまたは担保に供する等当社の所有権を侵害する行為をしてはならない。

2. 賃借人は、当社の事前の書面による承諾なく、以下の行為をしてはならない。

- (1)当該リース自動車の名義貸しまたはその占有を第三者に移転すること
- (2)当該リース自動車を改造、加工等してその原状を変更すること
- (3)本契約上の自己の権利または地位を第三者に譲渡しまたは担保に供すること

3. 賃借人は、本契約に基づく債務を、当社または当社の承継人に対する債権をもって相殺することはできない。

(当該リース自動車に起因する損害)

第 16 条 当該リース自動車またはその保管及び使用によって賃借人または第三者が損害を受けたときは、当社の故意または重過失に起因する場合を除き、当社は何らの責任を負わず、賃借人の責任と負担で解決する。

(遅延損害金等)

第17条 賃借人がリース料その他本契約に基づき当社に対して負担する金銭債務の弁済を遅滞したときは、弁済期の翌日から支払い済みに至るまで年 14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

2. 当社は、本契約上の権利を守りまたは回復するためやむを得ず必要な措置をとったときは、当該リース自動車の搬出費用、弁護士費用等の一切の費用を賃借人に請求できる。

(解除及び期限の利益の喪失)

第18条 賃借人が次の各号に掲げる事由の一に該当したときは、賃借人は本契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに当社に対して一括して弁済する。

(1)リース料の支払を1回でも怠ったとき

(2)本契約の条項の一つにでも違反したとき

(3)支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、自ら振り出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなったときまたは銀行取引停止処分を受けたとき

(4)差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行としての競売または公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき

(5)破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算開始の申立てがあったときまたは債務整理の通知がされたとき

(6)営業の廃止もしくは変更または解散の決議をしたとき

(7)監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき

(8)信用資力の著しい低下があったときまたはこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき

(9)その他本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

2. 賃借人が前項各号の一にでも該当したときは、当社は何らの催告を要せず、通知により直ちに本契約を解除することができる。

3. 前項により本契約が解除されたときは、賃借人は第19条の規定に基づき、直ちに当該リース自動車を当社に返還するとともに、リース期間中に発生した支払うべき費用の残額を損害金として直ちに一括して支払う。

4. 第2項に基づき本契約を解除し、そのことによって損害が生じた場合、当社は、賃借人に当該損害の賠償を請求することができる。

5. 賃借人は、第2項による本契約の解除により損害を被った場合であっても、当社に対して当該損害の賠償を請求することはできない。

(リース自動車の返還)

第19条 本契約がリース期間の満了または解除によって終了したときは、賃借人は直ちに自己の負担で当該リース自動車を原状に回復した上で、当社の指定する場所に返還する。返還を受けた当社は、直ちに第6条第3項の規定のとおり検収を行い、その結果を賃借人に通知する。

2. 返納時検査において汚損や臭気等により修理・クリーニング等の必要が認められたときは、当社は、賃借人に対し、その費用を請求するものとする。

3. 当該リース自動車の返還が遅延した場合には、賃借人はリース料相当額の損害金を当社に支払う。

4. 賃借人が、第1項の定めによる返還を行わない場合または本契約に基づいて賃借人が負う金銭債務

の支払を怠った場合、当社は当該リース自動車を引き上げることができる。なお、引き揚げを行った場合も、当社は、前項の定めによる損害金（引き揚げ前に対応する損害金に限る。）の請求を妨げられない。

5. 賃借人は、前項に定める引き揚げに要した諸費用を負担するものとし、当社の請求に応じて、直ちに当該費用を支払う。

6. 賃借人は、当社に対し、当該リース自動車のリース期間終了時に、当該車両の買い取りを申し入れることができる。買い取り料金については両者の協議により決定する。

（反社会的勢力の排除）

第 20 条 当社及び賃借人は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

(1)自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること

(2)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

(3)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(4)自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(5)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

(6)自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 当社及び賃借人は、相手方が前項に違反した場合、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除し、かつ、これにより被った損害の賠償を相手方に対して請求することができる。

3. 前項により本契約を解除された当事者は、これにより損害を被った場合であっても、相手方に対して当該損害の賠償を請求することはできない。

（秘密保持）

第 21 条 本契約の当事者は、本契約により知り得た相手方の営業上又は技術上その他業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の承諾を得ないで、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。なお、秘密情報の開示の方法は、文書、口頭、電磁的記録媒体、電子メール等その態様を問わない。

2. 次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に該当しないものとする。

(1)開示を受けた際、既に公知となっている情報

(2)開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

(3)開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報

(4)正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報

(5)相手方から開示された情報を利用することなく独自に開発した情報

3. 第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、相手方の書面による承諾なしに、秘密情報を第三者に開示することができる。

(1)本契約の目的の範囲内で、親会社、子会社、関連会社（以下総称して「関係会社」という。）、自己及び関係会社の役員及び従業員、並びに自己及び関係会社が依頼する弁護士、公認会計士、税理士、その他のアドバイザーに開示するとき。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限るものとする。

(2)法令、裁判所、行政庁又は規制権限を有する公的機関の規則、裁判、命令、指示等により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲で当該秘密情報を開示するとき。なお、かかる場合、開示当事者は、相手方に対して、かかる開示の内容を事前に（それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに）通知しなければならないものとする。

4. 本契約の当事者は、相手方から提供を受けた秘密情報について、本契約の目的の範囲内で複製又は改変することができる。この場合において、秘密情報を複製又は改変して得られた情報も秘密情報に含まれるものとする。

5. 受領者は、本契約が終了した場合又は開示者が求めた場合、開示者の指示に従い、秘密情報（秘密情報の複製情報も含む。）を開示者に返還又は削除の上、その旨を証する書面を提出しなければならない。

（通知義務）

第 22 条 賃借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当社に対し、事前にその旨を書面により通知しなければならない。

(1)商号・屋号を変更したとき

(2)代表者・連絡先を変更したとき

(3)主たる事業所の所在地または住所を変更したとき

(4)その他経営に重大な影響を及ぼす事項があったとき

2. 賃借人は、次の号に該当するときは、当社に対し、進展ごとに書面により通知しなければならない。

(1)当該リース車両に係るトラブル、およびその顛末

（本契約上の地位等の譲渡禁止）

第 23 条 賃借人は、当社の書面による承諾なく、本契約上の地位または本契約に基づく権利もしくは義務の全部または一部を、第三者に譲渡もしくは継承させ、または担保に供してはならない。

（損害賠償）

第 24 条 リース自動車の引渡しから返還までに、不可抗力その他の当社の責によらない事由により生じた当該リース自動車の滅失、毀損その他一切の危険については賃借人の負担とし、当該リース自動車の修復が不可能であるときは、賃借人は当社に対して、当該リース自動車と同等品質の車両を調達する費用の対当額を損害金として直ちに一括して支払う。

2. 当社は、賃借人の責に帰すべき事由により、当該リース自動車が滅失もしくは毀損し、または修復が不可能となったと認めるときは、自己が被った一切の損害を賠償請求できる。

3. 賃借人が、風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、または業務を妨害したことで損害を与えた場合は、当社は、自己が被った一切の損害を賠償請求できる。

4. 前3項に係る金銭の全額が支払われた時点において、本契約は終了する。

(存続条項)

第25条 本契約の終了事由にかかわらず、第6条（引渡し・検収・契約不適合責任）第3項、第4項、第10条（解約）第2項・第3項、第12条（事故処理）、第15条（禁止事項）第3項、第16条（当該リース自動車に起因する損害）、第17条（遅延損害金等）、第18条（解除及び期限の利益の喪失）第3項から第5項、第19条（リース自動車の返還）、第20条（反社会的勢力の排除）第2項・第3項、第21条（秘密保持）、第22条（通知義務）第2項、第23条（本契約上の地位等の譲渡禁止）、第24条（損害賠償）本条、第26条（合意管轄）及び第27条（協議）の規定は有効に存続する。

(合意管轄)

第26条 本契約に関連する一切の紛争が生じた場合、当社の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第27条 本契約に定めのない事項または本契約の解釈について疑義が生じたときは、当社及び賃借人が誠意をもって協議の上解決する。

令和 年 月 日

(賃貸人)

名 称 株式会社 LINK PROJECT
所在地 東京都目黒区上目黒 3-1-14-201
氏 名 代表取締役 関岡 邦明

(賃借人)

名 称
所在地
氏 名